

# 業務指示書

## カンボジア国プノンペンーバベツ高規格幹線道路整備事業準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年1月29日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年2月4日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査(加)コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について補強を認めません

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力採輪調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：高速道路整備に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括/高速道路計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：高速道路整備に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 橋梁計画】

- 1) 類似業務の経験：橋梁建設に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 社会配慮/住民移転計画】

- 1) 類似業務の経験：社会配慮に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年2月13日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(khr1 = 0.029 円 , US\$1 = 120.48 円 , EUR1 = 146.91 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 2月19日(木) 14:00 ~ 17:00

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 208会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/高速道路計画  
橋梁計画  
社会配慮/住民移転計画

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

15.23 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年2月24日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
カンボジア国プノンペン-バベット高規格幹線道路整備事業協力準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/高速道路計画	(21.00)	( 8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	( - )	( 8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	( 5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 橋梁計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 社会配慮/住民移転計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 事業の背景

カンボジアでは、1970年以降20年に及ぶ内戦の影響により、道路・橋梁等の多くが破壊されたが、1991年の内戦終了時から我が国を含めた国際社会の支援を得て復旧が進められた結果、道路・橋梁インフラの基幹部分については修復・整備が一巡し、次世代を見据えた高規格インフラ建設のフェーズに移りつつある。

カンボジアは、タイ及びベトナムに挟まれているという地理的な特徴を活かし、地域的な物流の中継基地となることが期待されている。中でも首都プノンペンとベトナム国境バベットを繋ぐ国道1号線は、プノンペンとタイ国境ポイペトを繋ぐ国道5号線とともにカンボジアの基幹道路であるだけでなく、アジアハイウェイ1号線及び南部経済回廊の一部であるため、地域交通の要衝と位置付けられている。

これまで我が国は、無償資金協力により国道1号線の整備（プノンペン－ネアックルン間）やネアックルン橋の建設を行ってきたが、今後の急速な経済発展により、国道1号線の交通量は今後10年間のうちに、ベトナム国境のバベット近郊で2.5倍、プノンペン近郊で4.5倍に増えると予測されており、既存の2車線道路では対応しきれないほどの交通量の増大が予測されている。他方、用地取得や住民移転の観点から既存道路の拡幅は極めて困難であるため、特にプノンペン－ネアックルン間において、別線形・4車線の自動車専用道路の整備が必要とされている（「プノンペン－ホーチミン市高速道路整備計画にかかる情報収集・確認調査」報告書（JICA）2014年）。また、カンボジアは過去10年間に亘り、年平均約7%超の安定した実質GDP成長率を記録しており、2015年のASEAN経済統合後は、域内における経済活動がさらに活発化することが予想される。

本調査は、カンボジア公共事業運輸省からJICAへの準備調査要請を踏まえ、当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、わが国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

※本事業では「高規格幹線道路」という名称を採用している。準備調査結果を踏まえ、全線高速道路整備とするか、或いは交通需要等を勘案して高速道路及び一般国道の高規格化の組合せとなるかを決定するため、より幅を持たせた表現としている。

### 2. 事業の概要

#### (1) 事業名

プノンペン－バベット高規格幹線道路整備事業

#### (2) 事業目的

本事業は、カンボジアの首都プノンペンとベトナム最大の都市ホーチミン間（約200km）のうち、カンボジア側（プノンペン－バベット間）において高規格幹線道路を新設することにより、対象地域における輸送能力の増強を図り、もって物流の円滑化を通じてカンボジアの経済発展の促進に寄与するもの。

#### (3) 事業概要

① 高規格幹線道路の建設（プノンペン－バベット間、総延長 約135km）

- ② 既存の国道 1 号線の道路改修（ネアックルンーバベット間、総延長 約 100km） ※事業対象とするか否かにつき、調査で要検討
- ③ 高規格幹線道路へのアクセス道路建設（国道 21 号線～新プノンペン港、約 20km）
- ④ メコン川を渡る長大橋の建設（主橋梁 約 600-700m）

(4) 対象地域

プノンペン都、カンダール州、プレイベン州、スヴァイリエン州

(5) 関係官庁・機関

公共事業運輸省（Ministry of Public Works and Transport : MPWT）

(6) 本事業に関連する我が国の主な支援活動

- ・ 国道 1 号線改修計画（第 1～4 期及び都心区間）（無償、2005 年－）
- ・ ネアックルン橋梁建設計画（無償、2010 年－）
- ・ 国道 5 号線改修事業（バタンバンーシソポン間）（有償、2013 年－）
- ・ 国道 5 号線改修事業（プレッククダムースレアマアム間）（有償、2014 年－）

### 3. 業務の目的

本業務は、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施（調達・施工）方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、プノンペンーバベット高規格幹線道路整備事業について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、JICAがカンボジア側と締結した調査実施にかかる討議議事録（2014年11月21日署名）に基づいて実施するものとする。

### 5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分 JICA と協議すること。

一方、当該審査の過程において、本調査業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、カンボジア政府関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

(2) 審査の重点項目

本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目につ

いては、結果の取りまとめに際して、JICA から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。

- ① 調達・施工方法
- ② 事業費
- ③ 事業実施機関の実施能力
- ④ 操業・運営／維持・管理体制
- ⑤ 運用・効果指標

また、審査に当たり必要な項目を追加して調査依頼（契約変更）する可能性がある。

### （3）業務の工程

本事業の対象となる高規格幹線道路のルート選定にあたっては、カンボジア政府による意思決定が必要となる。調査は大きく 2 段階に分けて行う。【フェーズ 1】では、別添 1 で示す最終候補 2 ルートを比較検討した上で通過都市を定める「予定路線(Planned Location)」決定に必要な調査を行い、結果をインテリム・レポートに取り纏める。【フェーズ 2】では、選定された予定路線において詳細な線形や構造を定める「基本計画(Planned Route)」決定に必要な調査を行う。【フェーズ 1】の結果を踏まえ、カンボジア政府内において「予定路線」を 1 つに絞る意思決定がなされたことを確認した上で、JICA の指示に基づき【フェーズ 2】の作業に進むものとする。

なお、カンボジア政府内での意思決定過程において、コンサルタントは調査内容について説明を求められる可能性があるため、これを念頭に資料作成等必要な対応を取ること。

### （4）業務の実施体制

本業務の関係機関は、公共事業運輸省、経済財政省、地元自治体など、多岐にわたることから、関係機関からステアリング・コミッティ等を設置し、カンボジア国内の円滑な調整を図ることを予定している。特にルート選定に係るプロセスにおいては、カンボジア国内の意思決定が円滑に行われるよう、ステアリング・コミッティ等を活用しながら十分に調整を行うこと。

### （5）事業運営・維持管理体制の検討について

円滑な事業運営及び維持管理のためには、カンボジア側に対しどのような支援が必要かを検討し、その結果を調査報告書に含めること。

### （6）メコン川を渡河する長大橋の設計について

本事業の対象には、メコン川を渡河する長大橋（2015 年 1 月現在建設中のネアックルン橋と同規模のものを想定）が含まれる。そのため、作業計画や要員計画を作成する際には十分留意すること。

### （7）プノンペン都市環状 3 号線及びベトナム国境での接続について

本事業の整備にあたっては、プノンペン都市環状 3 号線及びベトナム国境での円滑な接続が利便性の向上、需要の増大の観点で重要となる。このため、環状 3 号線と接続するアクセス道路の整備及びベトナムとの国境の接続地点の検討・整備

計画についても本業務の範囲に含めること。

(8) 軟弱地盤及び洪水への対応

本事業の対象地域は、メコン川の氾濫原に位置し、また過去に大規模な洪水も発生している。このため、業務を行う際には自然条件調査や設計において十分留意すること。

(9) 盛土区間の採土・運搬計画の策定

本事業では、一部区間において盛土による施工が想定されるため、調査には盛土区間に用いるための現実的な採土、運搬計画の策定を含めること。

(10) 本邦技術の活用

本事業において活用することが見込まれる本邦技術について、キャパシティビルディングの観点も踏まえて幅広く検討し、その結果を JICA に報告するとともに、活用可能性についてカンボジア関係機関とも十分に協議・調整を行うこと。その上で、適用可能なものは設計仕様を含めることとする。

(11) 地雷及び不発弾への対応

本業務実施に際して地雷及び不発弾に関する調査及び撤去が必要な場合には、作業に相応の期間が必要と見込まれることから、調査開始後早期にカンボジア政府及び JICA カンボジア事務所と協議し、対応方針を検討すること。地雷調査・撤去については、カンボジア陸軍あるいはカンボジア地雷対策センター (CMAC; Cambodia Mine Action Centre) により実施されることになるが、詳細についてはカンボジア側カウンターパートと調整をすること。

(12) 調査実施時期

現地調査の実施時期については、雨季 (5-10 月)・乾季 (11 月-4 月) を考慮した工程を提案すること。

(13) ジェンダーの視点

本事業は大規模な道路建設を予定しており、大きな社会変革がもたらされることが予想されるため、それにより男女の格差が生じたり広がったりしないよう十分留意する必要がある。本業務では、ジェンダー視点に立った社会調査や住民移転計画支援を実施し、その結果を報告書に含めること。

(14) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月公布) (以下、JICA ガイドライン)」に掲げる道路セクター及び影響を及ぼしやすい特性に該当するため、JICA ガイドライン上カテゴリ A に分類されている。カンボジア政府の定める環境社会配慮にかかる許認可手続きについて調査し、先方政府による必要な手続きを支援するとともに、自然環境・社会環境への影響予測と評価、代替案・緩和策の検討、環境管理・モニタリング計画の提案、住民移転計画の作成支援、ステークホルダー会議の開催支援を行う。調査方針については十分に JICA と協議を行うこと。また、調査の初期の段階で、用地取得・非自発的住民

移転の規模について把握し、JICAに報告すること。

(15) リスク管理シートの活用

本調査では別添3の「リスク管理シート(Risk Management Framework)」を作成し、案件形成の初期段階において潜在的なリスク事項の特定および対応策の策定を行うこととする。

(16) 安全対策

本調査では、安全対策に係るカンボジアの法律・基準を確認するとともに、「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」に係る概要説明を行うことで、初期段階での情報収集およびカンボジア政府への理解促進を図る。

## 6. 業務の内容

以下の各調査内容を踏まえ、効果的・効率的な現地・国内における業務内容、作業工程を提案すること。

### 【フェーズ1】 予定路線の決定に必要な調査

候補2ルートそれぞれに対し、自然条件に係る基礎情報収集、交通量調査、概略計画、工事費概算を行い、結果をインテリム・レポートに取り纏める。

#### (1) インセプション・レポートの作成、協議

- ① カンボジア政府からの調査要請関連資料及び過去に実施した基礎情報収集調査の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。
- ② 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- ③ 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、カンボジア側実施機関である公共事業運輸省(MPWT)及びステアリング・コミッティに対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

#### (2) 事業の背景・経緯の確認

- ① カンボジアにおける高速道路整備事業に係る上位計画を確認する。
- ② カンボジアにおける全国道路網整備の現状と課題を調査し、本事業の位置づけ・重要性を確認する。
- ③ 調査対象地域の経済・社会状況を把握する。
- ④ 本調査要請の経緯と内容を確認する。
- ⑤ 先行調査結果における路線代替案の検討過程および最終候補路線2ルートを確認する。
- ⑥ 道路セクターにおいて、他ドナーや国際機関の協力実績・予定を確認する。

#### (3) 候補路線2ルートの現況調査及び予定路線決定支援

先方と候補路線として合意している2ルート(別添1を参照)に対して以下の調査を行い、予定路線選定に際して必要な情報をカンボジア政府に提示する。併せて、2ルートを比較検討した上で調査団としての最適案も提示すること。

- ① 自然状況についての現地踏査及び既存データ（情報収集）による現況把握を行う。
  - ② 候補路線の地域開発に関する現状と課題の分析を行う。
  - ③ 都心環状線及び候補路線周辺において現状の交通量調査及び将来の交通需要予測を行う。
  - ④ 本事業による整備効果についての調査を行う。
  - ⑤ デジタル航空写真等を入手の上、用地取得及び住民移転の影響に関する調査を行う。
  - ⑥ 概略計画の策定（起終点及び通過都市選定、予定路線の選定、比較案 2 案作成）を行う。
  - ⑦ 主要構造物計画（橋梁延長、高架構造延長、概算盛土量等）の策定を行う。
  - ⑧ 工事費の概算を行う。
  - ⑨ 施工計画及び事業のフェーズ分けにつき提案を行う。
  - ⑩ 予定路線決定にあたり必要な情報があれば収集を行う。
  - ⑪ 予定路線決定にあたり、ステアリング・コミッティ及びステークホルダー協議運営支援や協議資料作成支援を MPWT に対して行う。
- (4) 予定路線選定のための環境社会影響の検討（スコーピング案の作成を含む）
- 予定路線を選定するため、その意思決定に必要な環境社会配慮項目とその評価方法を明らかにし、候補 2 ルートの環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。比較検討にあたっては、基礎情報収集の調査結果も参考にする。また、環境社会配慮助言委員会にスコーピング案段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。
- 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。
- ① スコーピング（予定路線決定に必要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
  - ② ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認
  - ③ 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
    - ア) 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
    - イ) 「JICA ガイドライン」との乖離
    - ウ) 関係機関の役割
  - ④ 影響の予測
  - ⑤ 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
  - ⑥ ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）
- (5) 新国境施設整備計画の検討
- ① バベット国境施設における課題整理と新国境施設の検討
 

現在のバベット国境施設は年々貨物取扱量が増えており、手狭になってきている。また、それに伴い通関手続きにも時間がかかっている。高規格幹線道路整備に伴い、貨物取扱量の更なる増加が予想されることから、現在のバベット国境施設の課題を整理し、将来円滑な越境交通を可能とするため、国境施設の拡張または新国境施設の整備計画を検討する（あくまでも「計画」で



あり、設計を求めるものではない)。

## ② 国境接続位置の検討

本事業に伴い現在の国境位置を変更する可能性があるため、カンボジア政府がベトナム政府と協議を行う際には、必要に応じてカンボジア政府の作業支援を行うこと。

## (6) 事業スキームの検討

本事業を実施するためのスキームの検討を行う。検討に際しては、我が国による従来型の円借款及び各種 PPP スキームの妥当性、実現可能性、リスク分析及び留意点等を比較すること。PPP スキームの適用可能性の検討に際しては事業実施並びに運営・維持管理における官・民の分担方法についても検討を行い、適当かつ実現可能と考えられるスキームについて提案すること。

## (7) プロGRESS・レポート I 及びインテリム・レポートの作成、協議

フェーズ 1 における調査の中間報告を PROGRESS・レポート I として、またフェーズ 1 における調査結果、ステークホルダー協議開催報告等をインテリム・レポートとして取り纏め、カンボジア政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

フェーズ 1 の結果を踏まえ、カンボジア政府により予定路線が決定されたことを確認し、フェーズ 2 の作業に進むこととなる。

### 【フェーズ 2】基本計画の決定に必要な調査

カンボジア政府による予定路線決定後、その結果に基づき、具体的な測量、地質調査等の自然条件調査を行い、概略設計を実施する。併せて、詳細交通量調査や将来交通量需要予測、EIA 作成の支援、事業費の積算、内部収益率の算定等を行った上で、事業効果の確認を行い、結果を準備調査報告書（ドラフト）に取り纏める。

準備調査報告書（ドラフト）を基に関係者へ説明・協議を行い、カンボジア政府の意思決定後、その過程で出たコメント等を反映し、準備調査報告書に取り纏める。

## (1) 自然条件調査

フェーズ 1 における予定路線の決定を踏まえ、別添 2 に示す自然条件調査を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

自然条件とは、気温、降雨量、路床強度などの他、洪水履歴、路面温度、地下水の状況及び問題土の性状の把握も含まれる。

- ・路床強度は、特に舗装構造に影響を与えるため、適宜性状を確認すること。ただし、路床土の変化の少ないと想定される場合は試験箇所を少なくし、変化が多いと想定される場合は試験箇所を多くすることで効率的に行うこと。
- ・路面温度は、対象道路または近隣のアスファルト道路の路面温度を観測する。
- ・地下水や問題土については、舗装構造に影響を与える地下水や問題土の存在を現地調査、テストピット、必要に応じてボーリング調査および採取した試料の各種試験などで把握し、可能な範囲で適切な対策工を提案すること。
- ・雨季／乾季により自然状況（地下水位、路床強度等）や排水状況が著しく異なることが想定される場合には、雨季と乾季における調査を実施する旨検討

すること。ただし、本調査で問題土の範囲や地下水の挙動を完全に把握することは難しい場合は、工事中のモニタリングの必要性和追加費用についても、本調査内で検討を行うこと。

なお、具体的な調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとし、その費用は本見積りに含めること。また、上記項目以外に必要だと判断される調査についても、併せてプロポーザルで提案すること。

## （２）交通・物流調査及び将来交通量の予測

- ① 対象道路の将来交通量の予測及び舗装の構造設計に必要な累積軸重を算出するため、既存の交通情報・データを入手するとともに、対象地域において適切な交通量調査及び軸重調査を行う。調査対象は、自動車（車種別）だけではなく、二輪車等についても必要に応じて調査するものとする。調査については、曜日変動、季節変動（考慮する必要がある場合）、道路供用後の転換交通量及び誘発交通量等を反映できる調査を計画し実施する。交通量の需要予測に使用するパラメータについては、道路の通過する地域の土地利用、広域的な道路ネットワークや道路密度等を十分検討し、特に舗装設計に当たっては、大型車交通量（累積軸重）の上振れの可能性を適切に見込んだ設計交通量を設定すべく、随時 JICA に協議することとする。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。
- ② 交通需要に影響を与える以下の項目について調査する。
  - ア) 対象地域の開発計画
  - イ) 他交通モードの開発計画
  - ウ) 対象地域の社会経済指標
- ③ 対象道路の将来交通量（開発交通量、誘発交通量及び転換交通量を勘案）を予測する。
- ④ 対象道路において利用意向調査（Willingness to Pay）を実施するとともに、料金設定を加味した将来交通量の予測についても検討する。
- ⑤ 道路整備による物流需要の変化について、ヒアリング等により以下の情報を収集する。
  - ア) 国道 1 号線から高規格幹線道路への利用転換の可能性
  - イ) 水運（海運／内陸水運）から陸運への物流モード転換の可能性

## （３）長大橋の最適案選定

- ① カンボジア政府による予定路線決定を踏まえ、メコン川を渡河する長大橋について渡河手段（方式、路線、渡河地点等）の検討を行う。費用・環境社会配慮・線形／構造概要（渡河手段においては採用工法等も明示）・維持管理面等において妥当な 3 案以上を作成する。
- ② 各案について環境社会配慮面・経済面等から比較・評価し、最適案を選定する。

## （４）プノンペン都市環状 3 号線の整備計画に係る調査

高規格幹線道路からプノンペン都市内及び各方面に円滑にアクセスするための主要な接続先として想定されるのが、プノンペン都市環状 3 号線計画である。同

路線のうち、国道 5 号線～国道 21 号線間に関しては今のところ中国が支援する予定であるが、詳細計画はまだ決まっていない。したがって、中国側に最新の計画内容を確認し、高規格幹線道路と都市環状 3 号線を接続させるにあたり設計条件等の要検討事項を整理する。

#### (5) 概略設計の実施

コスト縮減に留意し、フェーズ 1 で選定されたルート（道路・橋梁）及びアクセス道路につき、以下の内容を含む概略設計を実施する。なお、各項目の詳細については、現地調査結果を踏まえ、JICA と協議を行うこと。

- ① 道路の平面、縦断、横断等の設計及び図面作成
- ② インターチェンジの設計及び図面作成
- ③ 料金所及び休憩施設の設計及び図面作成
- ④ 橋梁設計計画の策定（設計条件確認、橋梁形式比較案複数作成含む）
- ⑤ 橋梁設計計算（概算の応力計算）
- ⑥ 橋梁の橋梁全体一般図及び主要断面図の作成
- ⑦ その他構造物の設計及び構造計算（必要に応じ）
- ⑧ 護岸設計、河床設計（必要な構造となる場合のみ）
- ⑨ 舗装設計
- ⑩ 排水施設設計
- ⑪ 施工計画
- ⑫ 既存ユーティリティーの防護、移設概略設計及び概略図面作成
- ⑬ 完成予想図（パース等）作成

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月版）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

#### (6) 施工方法の検討

概略設計された施設について施工方法を検討し、特殊な工法や調達方法に影響を与えるような工法（国際入札や特命随意契約が必要となる等）の有無について確認する。

#### (7) 事業実施スケジュールの作成

本体コンサルタントの選定、本体工事入札、詳細設計、本体工事の施工等を含めた期間について、月単位のバーチャートにより事業の実施スケジュールを作成する。この際、クリティカルな施工項目や、調達パッケージ及び本体施工以外の工程（住民移転・用地取得、国家投資審査など）等を示した上で、スケジュールの妥当性を検討すること。

#### (8) 事業実施体制の検討

##### ① 事業実施体制の検討

カンボジアで実施されている道路セクター整備にかかる類似業務の実施体制、制度を把握した上で、本事業を実施するに際しての体制の在り方について検討する。具体的には事業実施体制の確認（PMU:Project Management Unit の設立等）、実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけ

を含む) について検討し、留意すべき事項について整理する。

② 実施機関の財務・予算構造・技術水準

カンボジアで実施されている道路セクター整備にかかる類似業務の実施体制、制度を把握した上で、本事業を実施するに際しての体制の在り方について検討する。具体的には実施機関の財政・予算状況及び技術水準（施工・調達管理能力）について検討し、留意すべき事項について整理する。

(9) 事業運営・維持管理体制の検討

本事業による道路開通後の事業運営及び維持・管理体制について検討を行う。本事業の運営・維持管理は、MPWT に新規設置予定の高速道路局で事業運営及び維持管理を担うのか、公社等の別組織を立ち上げて行うのか、現時点では確定していない。そのため、運営・維持管理組織としてあるべき組織体制及び保有すべきリソースについて検討し、整理を行う。

具体的には以下の項目について検討し、持続可能な事業運営の観点から、検討・留意すべき事項について MPWT 及びステアリング・コミッティに提言を行う。併せて、本事業を行うにあたって必要となる法・制度やソフトインフラなどについて整理する。

① 事業運営・維持管理機関の体制（含む、所掌業務、事業形態、組織構造）

② 事業運営・維持管理機関の組織構造、人員体制（法的な位置づけを含む）

③ 事業運営・維持管理機関の財政・予算（財源）

④ 事業運営・維持管理機関の技術水準

⑤ 高速道路関連法の整備計画

現行の道路関連法規を確認の上、高速道路整備にあたり不足している法制度を整理し、対応策について MPWT 及びステアリング・コミッティに提言を行う。

⑥ その他

本事業による道路整備効果を十分発現させるために必要な関連課題を整理し、取り組むべき事項について提案を行う。

なお、技術協力による支援の必要性について検討し提案する。

(10) コンサルティング・サービスの実施計画案の策定

事業の実施スケジュール等に合わせ、本事業の実施に必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計、入札支援、施工監理等）の内容及び規模(M/M)について計画する。

(11) 概略事業費積算

本事業の概略事業費については、以下に従って積算を行う。

① 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。

- ア) 本体事業費
- イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- ウ) 本体事業費に関する予備費
- エ) 建中金利
- オ) コミットメントチャージ
- カ) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- キ) その他 1（融資非適格項目）
  - (a) 用地補償等
  - (b) 関税・税金
  - (c) 事業実施者の一般管理費
  - (d) 他機関建中金利
- ク) その他 2
  - (a) 完成後の委託保守費
  - (b) 初期運転資金
  - (c) 移転地整備にかかる費用
  - (d) 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
  - (e) 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

#### ② 概略事業費の算出様式

概略事業費については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、概略事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

#### ③ 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照する。

#### ④ 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

#### ⑤ 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果をとりまとめる。

#### (12) 収益構造分析及び道路料金設定の検討

事業スキームの検討結果や、概略事業費を踏まえ、収益構造の分析及び妥当な料金設定水準について、検討を行う。料金設定の検討の際には、利用意向調査（Willingness to Pay）の結果を反映させること。また、MPWT 及びステアリング・コミッティとも十分に協議を行うこと。

#### (13) 事業実施に当たっての留意事項の整理

本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

特に、事業実施に際し、以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え

方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途 JICA に提出する。

- ① カンボジアにおける当該類似業務の調達事情
  - ・一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
  - ・現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
  - ・現地施工業者の一般事情
- ② 入札手法、契約条件の設定
  - ・契約約款、契約条件書等の設定の基本方針 等
- ③ コンサルタントの選定方法
  - ・International Consultants の採否 等
- ④ 施工業者の選定方針
  - ・PQ : Pre-Qualification 条件の設定
  - ・LCB : Local Competitive Bid の採否
  - ・入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方 等

なお、本事業においては、特に環境監理にかかる先方実施機関の能力について不安が残るため、事業実施に当たって、我が国の技術支援（技術協力）の必要性について検討し、提言する。

#### (14) 本事業の評価

##### ① 定量的効果

本事業による定量的効果について、経済分析（内部収益率（FIRR/EIRR）の算出）を行うとともに、定量的指標（運用・効果指標）について本事業完成後 2 年を目処とした目標年の目標値を設定する。なお、本事業の定量的指標（運用・効果指標）は、①日交通量、②走行速度の向上、③所要時間の短縮等を想定しているが、本事業の特性を踏まえ、コンサルタントがプロポーザルで提案すること。

##### ② 定性的効果

本事業による定性的効果として、選定された路線の開発計画など社会・経済に与える正負のインパクトについても考えられる。そこで、明確な根拠を示した上で、定性的な範囲での効果の確認を行うものとする。

#### (15) 環境社会配慮に係る調査

##### ① 環境アセスメント報告書案の作成

「JICA ガイドライン」に基づき、環境アセスメント報告書案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行セーフガードポリシー OP4.01 Annex B に記載ある内容を含めることとする。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を参考にする。相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。環境社会配慮助言委員会に準備調査報告書（ドラフト）の段階で助言を求めため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、相手国等と協議の上、JICA ガイドライン〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

環境アセスメント報告書に関する主な調査項目は、以下のとおり。

- ア) ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認

- イ) フェーズ1で作成されたスコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の見直し
- ウ) 影響の予測（基本的に定量的予測を含む）
- エ) 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- オ) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- カ) 環境管理計画・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）の検討
- キ) 予算、財源、実施体制の明確化
- ク) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

## ② 住民移転計画案の作成

JICA ガイドラインに基づき、住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.12 Annex A の Resettlement Plan に記載ある内容及び以下ア)～サ) を含むこととする。具体的な作成手順については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を参考にする。なお、環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画案作成方針」及び「住民移転計画案」を作成した段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

### ア) 住民移転に係る法的枠組みの分析

- (a) 用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「JICA ガイドライン」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な制度的枠組みを提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償金の算定方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

### イ) 住民移転の必要性の記載

- (a) 事業概要、事業対象地、用地取得が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する

### ウ) 社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）の実施

- (a) 人口センサス調査は、事業対象地の全占有者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者（地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む）数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。
- (b) 財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。

- (c) 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者（特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子供、先住民族、少数民族、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す）に係る情報を整理する。
- エ) 損失資産の補償、生活再建対策の立案
- (a) 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件（地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む）を特定する。
  - (b) 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。
  - (c) OP4.12 で定義される再取得費用に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。
  - (d) 移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。
- オ) 移転先地整備計画の作成
- (a) 取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を選定し、住宅や社会基盤（水道や区画道路等）の整備計画、社会サービス（学校、医療等）提供計画を作成する。また、移転先地整備に伴う環境影響評価、緩和策、環境管理計画を作成する。
- カ) 苦情処理手続きの検討
- (a) 事業対象地にある既存の苦情処理手順を活用すべきか、新たに苦情処理手順を構築すべきかについて、簡易さ、利便性、信頼性の観点から比較検討する。選定された苦情処理手順に関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。
- キ) 実施体制の検討
- (a) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）を特定し、各機関の責務（機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等）を記載する。
  - (b) 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、能力強化策を策定する。
- ク) 実施スケジュールの検討



- (a) 1) 補償金や転居に必要な支援（引越手当等）を提供し終え、2) 移転先地のインフラ整備や社会サービス（医療や教育等）の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。
- ケ) 費用と財源の検討
  - (a) 補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。
- コ) モニタリング・事業終了評価方法の検討
  - (a) 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監視のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。
  - (b) 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。
  - (c) 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。
- サ) 住民参加の確保
  - (a) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

なお、①及び②の業務について、現地再委託にて実施することを認める。

(16) プログレス・レポートⅡの作成、協議

フェーズ 2 における調査の中間報告及び環境社会配慮の現地調査結果等をプログレス・レポートⅡとして取り纏め、カンボジア政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

(17) 準備調査報告書（ドラフト）の作成、協議

上記調査の全体成果を準備調査報告書（ドラフト）として取り纏め、カンボジア政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

(18) 準備調査報告書の作成

カンボジア政府関係者等への準備調査報告書（ドラフト）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書（成果品）を作成する。

## 7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、フェーズ1終了時点が（4）インテリム・レポート、フェーズ2終了時点が（7）準備調査報告書及び（8）デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

### （1）業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：調査開始後10日以内

部数：和文3部（簡易製本）

### （2）インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後半月以内（2015年3月下旬頃）

部数：和文5部、英文10部（簡易製本）

### （3）プロGRESS・レポートI

記載事項：フェーズ1における調査の経過報告、環境社会配慮調査のスコーピング案等

提出時期：2015年6月初旬頃

部数：和文5部、英文10部（簡易製本）

### （4）インテリム・レポート

記載事項：フェーズ1における調査結果、ステークホルダー協議開催報告等

提出時期：2015年8月中旬頃

部数：和文5部、英文10部（簡易製本）

### （5）プロGRESS・レポートII

記載事項：フェーズ2における調査の経過報告、環境社会配慮の現地調査結果、リスク管理シート等

提出時期：2016年1月下旬頃

部数：和文5部、英文10部（簡易製本）

### （6）準備調査報告書（ドラフト）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2016年6月中旬頃

部数：和文5部、英文10部（簡易製本）

### （7）準備調査報告書

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：準備調査報告書（ドラフト）に対するカンボジア側コメント提出から1ヶ月以内（2016年9月中旬頃）

部数：製本版：和文10部、英文20部、CD-R3部

簡易製本版（注）：和文5部、英文10部

（注）製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版を作成し、終了後速やかに公開するもの。一

定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途協議の上決定することとする。

- ① コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済分析に含まれるコスト積算関連情報
- ② 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
- ③ 民間企業の事業や財務に関わる情報

(8) デジタル画像集

記載事項：本事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期：準備調査報告書と同時提出

部 数：CD-R 2 部

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務の工程

2015年3月中旬より業務を開始し、2015年8月を目途にインテリム・レポートを提出する。その後業務を継続し、2016年6月までに準備調査報告書(ドラフト)、2016年9月までに準備調査報告書を作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

##### (1) 業務量の目途

合計 約58.14M/M

##### (2) 業務従事者の構成(案)

本業務には、以下に示す分野を担当する業務従事者の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容及び業務行程を考慮の上、適切な業務従事者の配置をプロポーザルにて提案すること。

なお、指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括/高速道路計画(2号) ※評価対象者
- 2) 高速道路設計
- 3) 橋梁計画(3号) ※評価対象者
- 4) 橋梁設計(上部工)
- 5) 橋梁設計(下部工)
- 6) 地域開発/社会調査
- 7) 交通・物流調査/需要予測
- 8) 経済・財務分析
- 9) 自然条件調査
- 10) 水理・水文調査
- 11) 有料道路制度・組織設計
- 12) 事業スキーム/資金調達計画
- 13) 環境配慮
- 14) 社会配慮/住民移転計画(3号) ※評価対象者
- 15) 施工計画/積算
- 16) 業務調整/設計補助

#### 3. 現地再委託等

本調査の業務のうち、必要な業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

現地再委託の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2012年4月)」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札など)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、カンボジア国内に現地再委託可能な業者がない場合に限り、本邦または第三国の機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することも認める。ただし、本邦又は第三国に再委託する場合はその必要性、妥当性を十分に検討すること。

#### 5. 調査用機材の調達

本業務の実施のために、本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

コンサルタントは、業務遂行上必要な調査用機材があればプロポーザルにて提案し、その価格を見積もりに含めること。

#### 6. 便宜供与内容

配布資料①を参照のこと。

#### 7. 配布資料・閲覧資料

##### (1) 配布資料

###### ① 討議議事録（写）

2014年11月21日署名 Minutes of Discussion on Preparatory Survey for Phnom Penh – Bavet Expressway Development Project Between Japan International Cooperation Agency and Ministry of Public Works and Transport

##### (2) 閲覧資料

①及び②の資料はJICA図書館サイトよりPDFダウンロードが可能である。③の資料は議事録の該当部分を参照し、本事業の背景等を理解すること。

###### ① 「プノンペン-ホーチミン市高速道路整備計画にかかる情報収集・確認調査」報告書（JICA, 2014年）

<http://libopac.JICA.go.jp/images/report/P1000016369.html>

###### ② 「カンボジア国 環境社会配慮プロファイル」報告書（JICA, 2013年）

<http://libopac.JICA.go.jp/images/report/P1000013652.html>

###### ③ 開発協力適正会議 第18回議事録（外務省, 2014年）

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/kaikaku/tekisei\\_k/pdfs\\_2014/18gijiroku.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/kaikaku/tekisei_k/pdfs_2014/18gijiroku.pdf)

#### 8. その他の留意事項

##### (1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

##### (2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAカンボジア事務所、在カンボジア日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移

動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう  
に留意する。

以 上

調査対象位置図



候補ルート図

※情報収集・確認調査の結果、4ルート（A～D）から下記2ルートに絞られた。



カンボジア国「プノンペンーバベット高規格幹線道路整備事業準備調査」  
にかかる自然条件調査仕様書

## 1. 目的

本調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、本事業の対象地域における地形、地質、気象、水理・水文等の自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本事業により新設される施設が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本事業の妥当性の判断に資するとともに、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、カンボジア政府からの要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果等）を検討し、プロポーザルにて提案することとする。

## 2. 調査項目

### (1) 地形測量

#### ① 調査目的：

高速道路設計、橋梁設計等に必要な施工予定箇所周辺の地形の情報を把握する。また、河床等の洗掘対策の検討に必要な河床高等の情報を把握するために実施するもの。

#### ② 調査位置：施工予定箇所周辺

#### ③ 調査内容：

地形測量（または地形データ入手）、路線測量（中心線測量、縦断測量、横断測量）、深淺測量（橋梁新設により河床の洗掘の影響が懸念される範囲で実施）等

・橋梁新設により河床の洗掘の影響が懸念される範囲で実施

#### ④ 実施方法：直営または現地再委託

#### ⑤ 成果品：地形図、平面図、縦断図、横断図 等

### (2) 地質調査

#### ① 調査目的：

高速道路設計、橋梁設計等に必要な施工予定箇所周辺の地質状況等を把握するために実施するもの。

#### ② 調査位置：施工予定箇所

高速道路設計、橋梁設計等に必要な箇所から数量を決定

#### ③ 調査内容：

地表踏査

調査ボーリング（橋梁の場合、主径間部：各橋脚あたり1ヶ所、アプローチ橋梁部：橋脚3～4本毎に1ヶ所程度）

標準貫入試験

土質試験一式（比重試験、含水比試験、ふるい分け試験、一軸圧縮試験等）

（土層毎）



地耐力試験  
骨材材料試験 等

- ④ 実施方法：直営または現地再委託
- ⑤ 成果品：調査報告書

(3) CBR試験

- ① 調査目的：  
舗装設計等に必要な施工予定箇所周辺の状況等を把握するために実施するもの。
- ② 調査位置：新設道路の土工区間等
- ③ 調査内容：CBR試験
- ④ 実施方法：直営または現地再委託
- ⑤ 成果品：調査報告書

(4) 気象及び水理・水文調査

- ① 調査目的：  
高速道路設計、橋梁設計等における必要な地表水、河川水、地下水の特性を把握し、排水計画、洪水に対する安全性確保等を検討するために実施するもの。
- ② 調査位置：施工予定箇所周辺
- ③ 調査内容：  
既存資料、既存データの収集・整理、関係機関へのヒアリング、現地踏査等により実施
- ④ 実施方法：直営（但し、必要に応じて調査補助員の備上を認める）
- ⑤ 成果品：調査報告書

なお、先方実施機関保有の資料を確認し、それを以て上記調査目的を達成できると判断される項目については、自然条件調査は行わないこととする。

以上



**Risk Management Framework**

Project Name:

Country:

Sector:

Officers in charge:

- Operational staff
- Engineering staff:
- Country office staff:

Potential project risks	Assessment
<b>1. Stakeholder Risk</b>	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
<b>2. Executing Agency Risk</b>	
<b>2.1: Capacity Risk</b>	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
<b>2.2. Governance Risk</b>	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
<b>2.3. Fraud &amp; Corruption Risk</b>	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
<b>3. Project Risk</b>	
<b>3.1: Design Risk</b>	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:

Potential project risks	Assessment
	Action during the implementation:  Contingency plan (if applicable):
3.2. Program & Donor Risk (Description of risk)	Probability: H/M/L Impact: H/M/L Analysis of probability and impact:  Mitigation measures:  Action during the implementation:  Contingency plan (if applicable):
3.3. Delivery Quality Risk (Description of risk)	Probability: H/M/L Impact: H/M/L Analysis of probability and impact:  Mitigation measures:  Action during the implementation:  Contingency plan (if applicable):
4. Other Risk (Description of risk)	Probability: H/M/L Impact: H/M/L Analysis of probability and impact:  Mitigation measures:  Action during the implementation:  Contingency plan (if applicable):
5. Overall Risk Rating (Overall comments)	Probability: H/M/L Impact: H/M/L

1/ Descriptions in the risk management matrix can be brief and concise. In order to record the description of each risk as well as the evidence for the team's assessment, a separate sheet should be prepared to describe the details.